

“あまがさき”行財政構造改革推進プラン

平成21年度 改革改善項目等

平成21年3月

尼崎市

目 次

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 総括 | 1 |
| 2 | プラン期間における収支見通し | 2 |
| 3 | 改革改善項目 | 7 |
| | 【平成21年度新規・追加改革改善項目】 | 8 |
| | （1）財政の健全化..... | 8 |
| | （2）地域社会で支える仕組みづくり | 17 |
| | （3）行政経営システムの構築..... | 19 |
| | 【平成21年度実施予定の内、改革改善の方向に変更等がある項目】 | 20 |
| | 【平成21年度実施予定改革改善項目（再掲）】 | 22 |
| | （1）財政の健全化..... | 22 |
| | （2）地域社会で支える仕組みづくり | 30 |
| | （3）行政経営システムの構築..... | 34 |

1 総括

本市は、さらなる財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で支える仕組みづくりなど住民自治基盤の確立に努めていくため、“あまがさき”行財政構造改革推進プラン（以下「プラン」という。）を策定し、3つの目標（財政の健全化、地域社会で支える仕組みづくり、行政経営システムの構築）を掲げ、改革改善項目の計上、実施に取り組んできている。

しかし、日本の経済情勢は、世界的な金融危機の影響を受け、景気後退局面に入っており、生産、収益等の減少、さらには雇用情勢の悪化等の状況に陥っている。これにより地域経済においても急速に景況感が悪化しており、本市においても、平成21年度当初予算では、大幅な法人市民税の減収などが見込まれる。国においては、地方交付税1兆円の増額など、地方財政にも一定の措置がなされたものの、今回の景気減速は百年に一度と言われるほどであり、本市の行財政運営においても、極めて厳しい舵取りを余儀なくされるものである。

一方で、生活における安全・安心が求められる中、市民ニーズは多様化・複雑化しており、行政として様々な行政課題に的確に対応していくとともに、市民、事業者、行政とが連携しながら課題解決に取り組めるような協働のまちづくりなども進めていく必要がある。

こうしたことから、実質的な収支均衡の確保に向けた取組を着実に実行していくものであり、平成21年度においては、新たな改革改善項目の計上や効果額が「-」であった項目の具体化等に取り組む、構造改善を進めていくとともに、新規・拡充事業については、市民の安全・安心を中心として、限られた財源等を集中する中で、プランに掲げる「施策の重点化方向」に従って実施していく。また、収支については、本市の硬直化した財政構造に加えて、景気変動による影響も生じていることなどから歳入に見合った歳出となっておらず、そのため、多額の基金の取り崩しや市債の発行の財源対策を講じたところである。

現在、極めて不安定・不透明な社会経済情勢であり、プラン策定時において想定しえなかった急激な景気の後退が、本市の財政に大きな影響を及ぼしていることから、今後、景気の動向を注視し、国・県等の動向をも見据えながら、プランの構造改善目標等については、平成21年度中に再考していくこととする。

本編では、新たな改革改善項目と、プランに既計上の項目のうち平成21年度に実施を予定している項目（再掲）並びに改革改善の方向に変更等があった項目を計上している。

2 プラン期間における収支見通し

(1) 平成21年度当初予算ベースの収支状況

(一般会計一般財源ベース)

(単位:億円)

| | (a) 21年度 予算 | (b) 20年 11月時点 | (a) - (b) | 内訳 | | | |
|--------------------|-------------------|---------------------|-----------|--------|---|--------------------------|--------------------------|
| | | | | その他の要因 | 構造改善 | 財源対策 | |
| 入 | 市税収入 | 799 | 820 | 21 | 法人市民税 ² 6 個人市民税 ¹ 固定資産税 ⁵ 等 | 収入率向上 ¹ | |
| | 地方交付税 | 120 | 103 | 17 | 普通交付税 ¹⁷ | | |
| | 地方譲与税等 | 65 | 84 | 19 | 地方消費税交付金 ⁶ 自動車取得税交付金 ³ 地方特例交付金 ³ 等 | | |
| | その他 ¹ | 178 | 50 | 128 | 財産売払収入 ⁸ | 下水道使用料減免見直し ¹ | 基金取り崩し ³ 6 |
| | うち臨時財政対策債 | 52 | 33 | 19 | 臨時財政対策債 ¹⁹ | 保育料見直し ¹ | 市債の発行 ⁶ 3 |
| 計 | 1,162 | 1,057 | 105 | 3 | 3 | 99 | |
| うち市税等 ² | 1,036 | 1,040 | 4 | 5 | 1 | | |

| | | | | | | | |
|-------|-----------------------|-------|-----|---|---|---|---------------------------|
| 出 | 人件費 | 323 | 314 | 9 | | | |
| | 職員給与費等 | 259 | 266 | 7 | 期末手当 ⁵ 共済組合費公的負担率の変更 ³ 等 | 定数削減 ⁴ 住居手当の見直し ¹ 等 | |
| | 退職手当 | 64 | 48 | 16 | 希望退職 ¹⁶ | | (退職手当債 ³ 9) |
| | 扶助費 | 159 | 159 | 0 | 障害者(児)自立支援等 ³ | 福祉医療費助成見直し ³ | |
| | 公債費 | 191 | 195 | 4 | | | |
| | その他経常的経費 ³ | 406 | 408 | 2 | 後期高齢者医療制度療養給付費負担金 ² 介護保険事業費会計繰出金 ² | 外郭団体経営改善等 ² 家庭ごみ収集運搬委託契約方法見直し等 ⁴ | |
| | うち公共用地先行取得事業費会計繰出金 | 20 | 14 | 6 | | | |
| 投資的経費 | 83 | 108 | 25 | 新高校建設等事業 ⁸ 戸ノ内地区住宅改良事業 ³ その他経常投資等 ¹⁴ | | | |
| 計 | 1,162 | 1,184 | 22 | 8 | 14 | | |

| | | | | | | |
|------|---|-----|-----|----|----|----|
| 差引収支 | 0 | 127 | 127 | 11 | 17 | 99 |
|------|---|-----|-----|----|----|----|

- 1 使用料・手数料、繰入金、市債等の計
- 2 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債の計
- 3 物件費、補助費、繰出金等の計

[参考]平成20年度当初予算
財源対策 100億円

【平成21年度当初予算ベースにおける収支の状況】

平成20年11月時点（素案）の収支見通しは、平成20年度当初予算のうち、収支見込の程度や変動要因の確度が高い項目をもとに、収支を見込んだ。

平成21年度予算編成にあたっては、景気変動等による収支悪化に対する措置として、枠配分対象経費の縮減を行ったことに加え、枠配分対象外経費についても、一件査定方式により査定を進めてきた。しかしながら、平成20年11月時点見込みで市税収入の減や扶助費の増などが明らかになったことに加えて、世界同時不況の影響に伴う景気悪化の深刻化等により、さらなる法人市民税の減収などが見込まれる状況となった。このため、新規事業の事業費圧縮、投資的事業の見直し、国の緊急経済対策に係る交付金を活用した事業の前倒しなど、あらゆる手段を講じた中で、収支状況の改善に努めてきたほか、さらに緊急対応策として人件費の削減等（期末手当の削減等）を行うところである。また、これまで財源対策として活用してきた基金についても、早期に景気回復が見込めないことなどから、ほぼ底をつく状態まで取り崩しを行っている。

平成21年度当初予算ベースにおける収支状況を性質別に分析していくと、歳入面では、市税収入及び地方譲与税等で40億円となっており、国が地方交付税を1兆円増額したことなどにより、地方交付税及び臨時財政対策債の増加で補填した形になっているものの、市税等一般財源では4億円の減となっている。

次に歳出面では、後期高齢者医療制度療養給付費負担金などの増が生じているが、一方で、職員給与費等の減（7億円）や福祉医療費助成制度の見直し（3億円）さらには、投資的経費の縮減（25億円）などにより、歳出総額を抑制（22億円）した結果になっている。

これらの取組を行っても、なお99億円の収支不足が生じていたことから、基金の取り崩し（36億円）や市債の発行（63億円）といった財源対策を講じることで、歳出に対する歳入の不足額を埋め合わせた予算となっている。

(2) プラン期間における収支見直し

平成21年度一般会計当初予算(一般財源ベース)を基礎として、一定の前提条件のもとに見込んだ。

歳入

(ア) 市税収入

個人市民税: 給与収入の減を反映。

法人市民税: 景気の後退に伴う企業収益の減を反映。

固定資産税: 評価替えや家屋の新增築等のほか、償却資産について設備投資による影響を勘案。

都市計画税: 評価替えや家屋の新增築等を勘案。

(イ) 地方交付税

普通交付税: 税等の増減の影響による相当額が補てんされるものとして試算。

(ウ) 地方譲与税等

税制改正の影響等を勘案。

(エ) その他(財産売却収入)

改革改善に伴う財産売却収入は、収支に算入せず基金に積み立てる。

歳出

(ア) 人件費

昇給については、給与構造改善により抑制していることを反映。ペアは0.0%。

職員給与費等は、職員の退職及び新規採用に伴う新陳代謝効果を加味。退職手当は、22年度以降の定年退職予定者数について、本来の退職者数に20年度の希望退職者の影響等を反映。

(イ) 扶助費

生活保護: 近年の動向を踏まえ、22年度以降、各年度一定程度の増を見込んだ。

その他: 据え置きとする。

(ウ) 公債費

発行済みの市債の元利償還金に、新たに発行予定の市債の元利償還金を加算。

(エ) その他経常的経費

公共用地先行取得事業費会計繰出金: 土地開発公社経営健全化計画に基づく用地買い戻しの際の公共用地先行取得事業債元利償還金額を反映。

その他: 一定の所要額を見込んだ。

(オ) 投資的経費

ハード整備事業計画に基づいて算入。

プラン期間における収支見通し

(一般会計一般財源ベース)

(単位:億円)

| | | 20年度決見 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|----|------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入 | 市税収入 | 828 | 799 | 794 | 795 | 795 |
| | 地方交付税 | 72 | 120 | 126 | 122 | 122 |
| | 地方譲与税等 | 70 | 65 | 63 | 63 | 63 |
| | その他 1 | 173 | 178 | 70 | 70 | 70 |
| | うち財源対策 | 100 | 99 | | | |
| | 計 | 1,143 | 1,162 | 1,053 | 1,050 | 1,050 |
| | うち市税等 2 | 1,015 | 1,036 | 1,035 | 1,032 | 1,032 |
| 歳出 | 人件費 | 320 | 323 | 306 | 291 | 273 |
| | 職員給与費等 | 265 | 259 | 254 | 245 | 238 |
| | 退職手当 | 55 | 64 | 52 | 46 | 35 |
| | 扶助費 | 143 | 159 | 162 | 164 | 166 |
| | 公債費 | 189 | 191 | 193 | 197 | 194 |
| | その他経常的経費 3 | 416 | 406 | 410 | 417 | 414 |
| | うち公共用地先行取得 事業費会計繰出金 | 16 | 20 | 21 | 28 | 30 |
| | 投資的経費 | 75 | 83 | 85 | 80 | 80 |
| | 計 | 1,143 | 1,162 | 1,156 | 1,149 | 1,127 |
| | 差引収支 | 0 | 0 | 103 | 99 | 77 |

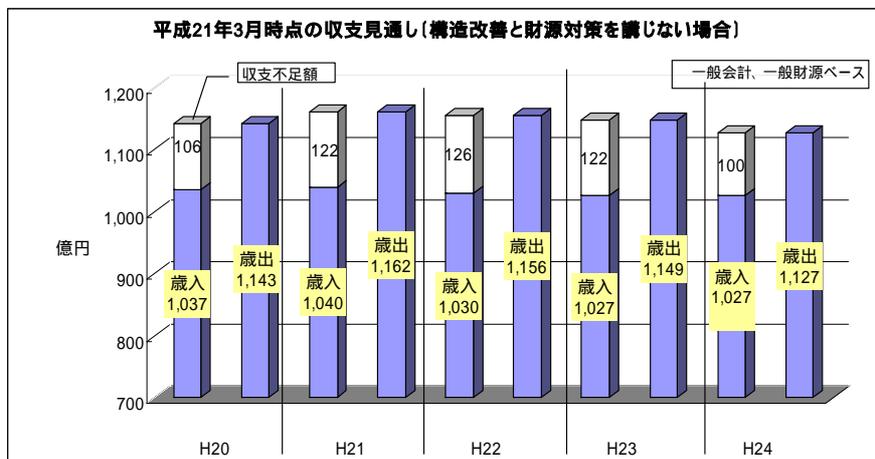
構造改善額反映後の額。H22以降は、H21までの確定した効果額(23億円)を反映。

| 構造改善額 | 6 | 23 | 37 | 42 | 47 |
|------------|---|----|----|----|----|
| H20構造改善額 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| H21構造改善額 | | 17 | 17 | 17 | 17 |
| H22構造改善額 | | | 14 | 14 | 14 |
| H23構造改善額 | | | | 5 | 5 |
| H24構造改善額 | | | | | 5 |
| 構造改善後の差引収支 | 0 | 0 | 89 | 80 | 53 |

1 使用料・手数料、繰入金、市債等の計

2 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債、減収補てん債の計

3 物件費、補助費、繰出金等の計



(参考)基金残高

| 年度 | 残高(億円) |
|------|--------|
| H19末 | 81 |
| H20末 | 30 |
| H21末 | 8 |

(3) 改善後の収支見込

プラン最終年度である平成24年度の構造改善額は、平成20年11月時点では41億円であったものが、平成21年3月時点では47億円と、6億円の増加となっている。

これは、これまで効果額が「-」となっていた改革改善項目の具体化に加えて、新たな改善項目の追加に取り組んだことなどにより、構造改善目標額の50億円に近づけることができた。

しかし、プラン期間の収支見込は、景気後退の影響により、法人市民税が減少していること、また生活保護費等の扶助費が増加していることなどから、当初見込みよりも大きく悪化した状況となっている。

現時点においては、これらの及ぼす影響が不透明なこともあり、今後、景気変動の推移を見守りながら、緊急的な財源上の手立ても含めて、その対応を講じていく必要がある。

(4) 今後の取組について

プラン策定時以降の社会経済環境は、目まぐるしく変動しており、財政構造上、景気の変動に左右されやすく、また、保有する基金残高もほぼ枯渇するまでの取り崩しを行っている本市にあっては、今後も引き続き、構造改革を推進していかなければならない。

そのため、今後はプランに掲げる改革改善項目の具体化に努めるのはもちろんのこと、重点分野への集中的な財源の投入、地方自治体の実態を反映した普通交付税の算定、補助の拡充等がなされるよう国・県への積極的な働きかけなどを行っていく必要がある。

また、安全・安心など市民のニーズの多様化や少子高齢化の加速化への対応などに向けては、協働による地域課題解決にかかる視点を共有し、その取組を拡大していくとともに、公の施設についても、統廃合も含めた今後のあり方について、新たに検討を行い、着実に改革改善項目の実施を進めていくこととする。

さらに、業務の民間委託についても積極的に進めていくほか、企業誘致や産業の振興を図るなど民間活力によるまちの活性化を鋭意、進めていくこととする。

以上のような観点に立って取り組んでいくが、プラン策定時において想定しえなかった急激な景気の後退が、本市の財政に大きな影響を及ぼしていることから、今後、景気の動向を十分に注視し、また、国・県等の動向を見据えながら、プランの構造改善目標等については、平成21年度中に再考していくこととする。

3 改革改善項目

- 改革改善項目の記載方法等 -

1 掲載項目・構造改善額

新規・追加項目数 = 37件（新規 = 23件、追加14件（うち今回追加3件））

新規・追加項目の構造改善額 = 約1,186百万円（うち今回追加 = 約528百万円）

2 項目掲載順序

- ・取組目標ごとに掲載

3 単位

- ・効果額については、一般財源ベースで四捨五入により百万円単位で表示。また、四捨五入により効果額が百万円に満たないものは、「0」で表示している。なお、検討段階等により効果額の算出ができないものについては、「-」と表示している。

4 算定方法

- ・原則として、平成20年度事業費をベースに算定している。

5 表記

- ・既計上項目のうち、新たな効果額の計上があったものは事業名の末尾に「追加」と表示している。
- ・効果額の計算については、累積効果額ではなく、単年度効果額を計上している。また、不動産売払収入や投資的一時的に見込まれる経費については、計上していない。

6 人件費

(1) 改革改善効果額

- ・人件費削減効果が見込めるものは、その人件費を各年度の平均給与額（平成21年度職員1人当たり@8,926千円）で積算している。
- ・各個別の項目において、効果額を計上するとともに、「24職員定数の削減」においても効果額を一括計上し積算している。

(2) 構造改善効果額

- ・平成20年度～24年度の収支見通しで、新陳代謝効果（職員の退職に伴い人が入れ替わる<退職 新採>ことにより、人件費の削減が見込めること）を既に加味しているため、構造改善により人件費削減効果が見込めるものは、その人件費の効果額を各年度の新規採用職員給与額（平成21年度@3,667千円）で積算している。
- ・各個別の項目において、効果額を計上し積算している。

7 その他

- ・平成22年度以降の効果額については、現時点において確定したものではなく、概算額として試算したものであり、今後の検討結果等によって変更する場合もある。

【平成21年度新規・追加改革改善項目】

(1) 財政の健全化

1-(1) 財源の確保

単位: 百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|----------------------------|--|---|---------|---------|-----------|
| 119 | 公有財産の有効活用と財源確保(自動販売機の公募設置) | 1 対象 庁舎及び市有地 2 意図・手段 公有財産の有効活用 3 事業費(一般財源) - | 1 改善内容 本庁舎や売却が困難な市有空地等に設置する自動販売機について、設置業者を公募することにより、使用料の増収を図る。 2 改善理由 公有財産の有効利用を図るため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施 | 6 | 6 | 4 |
| 3 | 収入率の目標数値の設定(市営住宅家賃)(追加) | 1 対象 尼崎市営住宅の入居者 2 意図 家賃歳入の確保 3 手段 指定管理者に収入業務を委任している。 4 20年度市営住宅家賃 2,983百万円(現年度・過年度分予算額) | 1 改善内容 指定管理者に対し、目標収入率を現年度・過年度併せて87.9%と設定している。今後は、明け渡し訴訟等を通じた適正な入居管理や住宅管理システムの見直しによる収納状況の的確な把握などにより、現年度家賃の徴収に重点的に取り組み、平成20年度から平成22年度までに段階的に収入率を向上させ、現年度目標収入率97.3%を目指す。 滞納繰越分についても、過年度目標収入率16.0%と設定し、納付誓約による滞納家賃の回収を図るなど、滞納整理に取り組む。 2 改善理由 現年度収入率の向上を図り、財源を確保するとともに滞納の発生を抑制する。 3 実施時期 平成20年度から現行の指定管理者との基本協定期間である平成22年度まで | 28 | 28 | 9 |
| 9 | 広告事業の推進(追加) | 1 対象 印刷物、その他の資産 2 意図 市民等への周知、行政サービスの提供 3 手段 広告媒体として活用 4 事業費(一般財源) - | 1 改善内容 市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することによって新たな財源を確保する。 2 改善理由 広告料収入を市が行う事業に充当し、市民サービスの向上を図るため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施 (平成21年度、ごみ収集車の広告拡大、国民健康保険の郵送物等への広告掲載) | 7 | 7 | 3 |
| 18 | 市営住宅空き駐車場の有効活用(追加) | 1 対象 市営住宅駐車場 2 意図 駐車場使用料歳入の確保 3 手段 国の目的外使用承認を得て、利用率の低い駐車場を入居者以外に貸し出す。 4 事業費(一般財源) - | 1 改善内容 空き区画が多くなっている災害復興公営住宅の駐車場について、団地自治会と協議を行う中で、入居者以外に貸し出し、使用料を徴収する。 なお、貸し出し方法については、周辺の利用状況等を勘案して、以下の方法により行う。 地先利用者として、周辺の会社、法人に貸し出す。 地先利用者の利用がない場合は、会社、法人を対象に公募を行う。 個人利用を含めた公募を行う。 2 改善理由 市営住宅駐車場の有効活用を図るとともに、使用料歳入を確保するため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施 | 7 | 7 | 3 |

1-(1)財源の確保

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|-----------------------------|--|---|---------|---------|-----------|
| 12 | 保育所保育料体系及び保育料算定方法の見直し(2月追加) | <p>1 対象 保育所入所児童・保護者</p> <p>2 意図 保育所保育料体系については、国基準を基本とする枠組みを維持しながら、保護者の負担能力に配慮しつつ、平成15年度以降の保育所を取り巻く環境の変化に応じた保育料とすることを目的とする。</p> <p>3 手段 現在のD4階層の位置づけを応益から応能負担に変更し、併せて保育料額の決定に係る逓減率を一部見直す。また、保育料の算定方法を、税額控除前の所得税額に基づいたものに改める。</p> <p>4 20年度保育料 1,478百万円(現年度分予算額)</p> | <p>1 改善内容 保育料体系の見直し D1からD4階層までの保育料額を引き下げる。 保育料算定方法の見直し 住宅取得控除をはじめとした税額控除後の所得税額を保育料算定の基礎とする現在の方法を見直し、税額控除前の所得税額に基づき決定することとする。なお、現在の保育所入所児童については2年間に限り、税額控除前税額を基礎とする本来の階層から一つ下の階層とする緩和措置を講じることとする。</p> <p>2 改善理由 平成15年度に見直した本市の保育料体系の評価並びに今後の体系及び保育料のあり方等について市民・学識経験者による会議体を設置し評価を行った結果、保育を取り巻く環境の変化などを踏まえ、国基準の枠組みの中で保育料額について一部見直しを行う必要があるとの意見を受け、見直す。また、減免制度や階層変更については会議体での検討の結果、原則として現行どおりとし、保育料算定方法については今日的な視点や受益と負担のあり方の観点から見直す必要があるとの意見を受け、見直す。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 266 | 266 | 111 |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|-------------------|---|---|---------|---------|-----------|
| 120 | ネットモニターの廃止 | 1 対象 本市が実施している又は実施を予定している事業、施策等 2 意図 市民の意見が反映された施策が構築された状態となること。 3 手段 市民から募集し、登録したモニターに対し、Eメールを利用してアンケートを実施する。 4 事業費(一般財源) 100千円(100千円) | 1 改善内容 事業の廃止 2 改善理由 市政への市民参加を促進するため、インターネットを活用し、市民の意識や考えを迅速に把握するEメールによるアンケートの充実を図るため、平成21年度からは事業を拡充し、協働企画課にて実施する。 3 実施時期 平成21年度 | 0 | 0 | 0 |
| 121 | 敬老関係事業(記念品事業)の見直し | 1 対象 77歳・88歳・99歳・100歳・101歳以上、最高齢者(男女各1名ずつ) 2 意図 長寿を祝い、かつ長年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、手ごたえのある豊かな長寿社会の形成を図る。 3 手段 市内の対象年齢者に対して、記念品の支給をするとともに最高齢者(男、女)及び100歳については市長等訪問を行っている。 4 事業費(一般財源) 41百万円(41百万円) | 1 改善内容 市内最高齢者(男女各1名)及び100歳到達者以外の敬老記念品の支給を見直す。 2 改善理由 事業開始後の高齢者人口の動向や平均寿命の変化等を勘案し、100歳のみを対象とする。 最高齢者については、市内高齢者の代表者として引き続き対象とする。 3 実施時期 平成21年度 | 39 | 39 | 39 |
| 122 | 福祉医療費助成制度の見直し | 1 対象 老人医療 65歳～69歳の者 障害者・高齢障害者医療 身体障害1級～3級、知的障害重度・中度、精神障害1級の者 母子家庭等医療 母子家庭、父子家庭の児童及びその母、父又は養育者、父母のいない児童(児童は18歳に達する日以降最初の3月31日まで) 乳幼児等医療 0歳児～小学3年生 いずれも所得制限あり 2 意図 医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。 3 手段 保険診療の自己負担金から一部負担金を控除した額を助成(乳幼児等医療の3歳未満児は一部負担金なし) 4 その他 兵庫県と尼崎市の協同事業として実施している。 5 事業費(一般財源) 3,809百万円(2,342百万円) | 1 改善内容・実施時期 老人医療＝所得制限基準を県基準に合わせ世帯全員が非課税(低所得・)とする。(21年7月実施)ただし、「低所得」については、県基準が引き下げられる23年7月以降も、市単独事業として現行基準を維持する。 障害者医療・高齢障害者医療＝医療費の一部負担金の引上げを行うとともに、助成対象者を精神障害2級に拡大する。また、本人の所得制限額を自立支援医療制度の所得制限額(市民税所得割税額23.5万円未満)に見直しを行う。(21年7月実施)なお、配偶者・扶養義務者の所得制限については、現行基準(所得制限なし)を維持する。 母子家庭等医療＝所得制限額を県基準に見直しを行うとともに、医療費の一部負担金の引上げを行う。(21年7月実施) 乳幼児等医療＝医療費の一部負担金の引上げを行う。(21年7月実施)所得制限額を自立支援医療制度の所得制限額に見直す。(23年7月実施)3歳未満児の通院・入院無料化については現行制度を維持する。 なお、「子育て支援」の観点から、乳幼児等(小学3年生まで)、母子家庭等の児童、18歳未満の障害児について、入院の無料化を実施する。(21年7月実施) 2 改善理由 福祉医療費助成の各制度について、県の行財政改革に合わせて見直しを行う一方、市単独事業分についても見直す。 | 453 | 453 | 289 |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|-----------------------------------|--|---|---------|---------|-----------|
| 123 | 商業活性化対策協議会支援事業(地域・産業活性化機構補助金)の見直し | 1 対象 商業者 2 意図 尼崎市商業活性化対策協議会において実施する実践指導等を通じて、商業の活性化を図る。 3 手段 商店街・小売市場活性化のための実践指導、店舗の魅力づくり塾、商店街・小売市場戦略検討調査事業等の実施 4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円) | 1 改善内容 事業の内容及び総事業費の減額を行う。 2 改善理由 事業内容の見直しを行い、事業費(補助限度額)の減額により効率的な財源の活用を図るため。 3 実施時期 平成21年度 | 3 | 3 | 3 |
| 124 | 工業活性化施策の一部見直し | 1 対象 市内に事業所のある中小企業及び中小企業団体 2 意図 中小企業の新技術・新製品の開発を促進し、技術力の向上と高度化を支援する。 3 手段 中小企業技術開発助成、特許権取得サポート事業、技術サポート融資、マーケティング調査支援 4 事業費(一般財源) 18百万円(18百万円) | 1 改善内容 中小企業新技術・新製品創出支援事業、元気企業マーケティング戦略構築支援事業の補助金単価、件数を見直す。 施策のPRを説明会、WEB・チラシ等を活用し実施する。同時に施策実績をWEBページで公表する。 2 改善理由 各事業の補助金単価、件数を見直す。 施策PRをこれまで以上に拡充するとともに、施策実績をWEBページで公表する。申請者の多様化を目指し、新技術・新製品が生まれる環境を創出する。 3 実施時期 平成21年度 | 7 | 7 | 7 |
| 125 | 産業のまち「あまがさき」キャンペーン事業の見直し | 1 対象 市外の事業者 2 意図 大都市圏で開催される産業関連フェアへ出展し、産業のまちとしての特色などをアピールするとともに、本市の優位性や企業立地促進制度などをまとめた企業立地ガイドブック等を先端性の高い企業などへ送付し、本市への企業誘致につなげる。 3 手段 産業関連フェアへの出展 ・「CEATEC JAPAN」(千葉) 企業立地ガイドブックと産業集積マップの作成 作成部数 6,000部 ダイレクトメールによるPR 市外の4,000事業所へ発送 4 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円) | 1 改善内容 尼崎市の立地優位性や高度な技術力の集積などを事業者にアピールするなどの産業のまち「あまがさき」キャンペーン事業を廃止する。 2 改善理由 本市が中心となって、本市や市内産業団体等で構成する地域産業活性化協議会として、国の同意を得た基本計画で定める対象業務にターゲットを絞った企業誘致活動等を企業立地促進法に基づいて得られる国の支援策を活用する中で展開するため。 3 実施時期 平成21年度 | 3 | 3 | 3 |
| 126 | 尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅等建替に係る助成事業の廃止 | 1 対象 木造賃貸住宅等を除却し、別に定める要件に適合する住宅への建替事業を行う土地所有者等 2 意図 密集住宅市街地整備促進事業指定地区内における木造賃貸住宅等の建替えによる良質な民間賃貸共同住宅の供給の促進を図る。 3 手段 除却工事等、調査設計計画業務、共同施設整備工事に要する経費の一部を助成する。 4 事業費(一般財源) - | 1 改善内容 制度を廃止する。 2 改善理由 市が指定した8地区のうち、1地区を残して事業完了しており、残りの1地区についても、今後、同制度を利用する見込みがないため。 3 実施時期 平成21年度 | - | - | - |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|-----------------------------------|---|--|---------|---------|-----------|
| 127 | 尼崎市密集住宅市街地整備地区民間賃貸住宅建設資金利子補給事業の廃止 | <p>1 対象 住宅・都市整備公団(現都市再生機構)又は住宅金融公庫(現住宅金融支援機構)の分譲制度又は融資制度を利用して、「尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅等の建替えに係る助成金交付要綱」に基づく助成を受けて建設された賃貸住宅を取得した者</p> <p>2 意図 利子補給金を交付することにより、良質な賃貸住宅への建替えを促進し、もって住環境整備の推進を図る。</p> <p>3 手段 借入資金に係る利息に対し、利子補給を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)</p> | <p>1 改善内容 制度を廃止する。</p> <p>2 改善理由 市が指定した8地区のうち、1地区を残して事業完了しており、残りの1地区についても、今後、同制度を利用する見込みがないため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | - | - | - |
| 128 | 尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅建替促進家賃補助事業の廃止 | <p>1 対象 建替えした共同住宅に入居した従前居住者や若年世帯居住者への家賃負担の低減措置に要する費用を負担した家主</p> <p>2 意図 密集住宅市街地整備促進事業指定地区内における木造賃貸住宅等の建替えによる良質な民間賃貸共同住宅の供給の促進を図る。</p> <p>3 手段 家賃負担低減措置に要する費用を負担した家主に対し、当該負担額を家主に補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 313千円(313千円)</p> | <p>1 改善内容 制度を廃止する。</p> <p>2 改善理由 市が指定した8地区のうち、1地区を残して事業完了しており、残りの1地区についても、今後、同制度を利用する見込みがないため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | - | - | - |
| 129 | セットバック緑化事業助成制度の見直し | <p>1 対象 事業所、工場等の以下に挙げる道路の接道部 コミュニティ回廊計画該当道路 都市計画道路 コミュニティ道路等と一体的に整備するところでより効果が得られる場所 防災上避難路となる場所 敷地の周囲が公道に面し、一部が対象路線沿いの場合で、一体的に実施した方が効果が得られる場所</p> <p>2 意図 緑視率と緑被量を増大させるとともに、まちの景観向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを目指す。</p> <p>3 手段 植樹有効幅員が1m以上、延長10m以上のセットバック緑化に対し、設計費、移設費及び造成費の全部又は一部を助成する。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p> | <p>1 改善内容 助成制度を廃止する。今後は、工場緑化や開発事業の事前協議等を通じた接道緑化を推進するとともに、緑化行政に対する顕彰のあり方等を検討する中で、引き続き、接道緑化の普及・啓発に努めていく。</p> <p>2 改善理由 事業者自らの緑化・環境に対する意識が向上するとともに、兵庫県において、住民参加型の接道緑化助成を含めた、県民緑税による「県民まちなみ緑化事業」が新たに制度化されたため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | - | - | - |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|-----------------------------|--|---|---------|---------|-----------|
| 130 | 防災行政無線の保守管理方法の一部見直し | <p>1 対象 市民及び市職員</p> <p>2 意図 災害時等の情報伝達及び情報収集手段である防災行政無線について、無線機能の維持と適正な運用確保を図るため、保守管理委託を行う。</p> <p>3 手段 保守管理者に対して、年1回以上のメンテナンス点検業務並びに故障時等の随時点検業務を委託する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円)</p> | <p>1 改善内容 防災行政無線のうち、移動系無線局の保守管理方法について、保守管理業務委託から故障時の修繕対応に見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 無線機能の維持と適正運用を確保する中で、更なる保守管理経費の抑制を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 2 | 2 | 2 |
| 131 | 消防・救急無線の保守管理、運用方法等の見直し | <p>1 対象 市民及び市職員</p> <p>2 意図 火災又は地震等の災害現場における指揮命令等の伝達手段である消防・救急無線について、無線機能の維持と適正な運用確保を図るため、保守管理委託を行うとともに、年次的に無線機の更新を行う。</p> <p>3 手段 保守管理者に対して、年1回以上のメンテナンス点検業務並びに故障時等の随時点検業務を委託する。また、無線機更新計画に基づき、年次的に無線機の更新を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 9百万円(2百万円)</p> | <p>1 改善内容 消防・救急無線のうち、携帯型無線機の保守管理方法について、保守管理業務委託から故障時の修繕対応に見直しを行う。併せて、現行消防・救急無線機の配置・運用及び更新基準を見直す中で、無線機の機能の充実等を図る。</p> <p>2 改善理由 災害現場における隊員間の情報伝達手段の充実、強化を図り、より円滑かつ安全な消防・救急活動を推進するとともに、消防・救急無線に係る維持管理経費の抑制を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 1 | 1 | 1 |
| 132 | 自家給油取扱所の機能拡充(公用車燃料補給手法の見直し) | <p>1 対象 消防局公用車(消防車両・救急車両・その他車両)</p> <p>2 意図 消防局公用車の適正な運行を図る。</p> <p>3 手段 消防車両(軽油)については、防災センター(軽油:10kl×2)及び北部防災センター(軽油:3kl×2)に設置した自家給油取扱所において燃料を補給している。救急車及びその他のガソリン車については、単価契約した市内ガソリンスタンドにおいて燃料を補給をしている。</p> <p>4 その他 自家給油取扱所においては、約3ヶ月~4ヶ月ごとに10kl単位で軽油を一括購入している。</p> <p>5 事業費(一般財源) 18百万円(18百万円)</p> | <p>1 改善内容 現在、軽油車両用となっている自家給油取扱所の備蓄内容について、ガソリン車両を含めた備蓄内容に見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 災害時等における緊急車両用燃料の備蓄機能の充実を図るとともに、一括購入による燃料費購入単価の削減を図る。</p> <p>3 実施時期 平成22年度以降において、老朽化した既存の備蓄タンクの整備更新に合わせて実施する。</p> | 1 | 1 | 0 |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|-----------------------------|--|---|---------|---------|-----------|
| 133 | いきいき学校応援事業の一部見直し | <p>1 対象 小・中・養護学校63校</p> <p>2 意図 開かれた学校づくりの推進を図り、地域で子どもを育てる気運を高める。また、「生きる力」を育むため、豊かな体験活動の推進や、地域の人々とのふれあいにより、豊かな心の育成を図る。子どもたちが地域の特性を知り、ふるさとを愛する心を育むため、体験活動の充実を図る。</p> <p>3 手段 各校において、「いきいき学校応援団」を組織し、それを起点に伝統技術などの体験活動を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 4百万円(4百万円)</p> | <p>1 改善内容 県事業廃止に伴う見直し</p> <p>2 改善理由 県事業廃止に伴い、これまで実施してきた市委託事業は廃止するが、一部ボランティア活動については、継続実施する。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 4 | 4 | 4 |
| 134 | 社会体験活動事業(研修事業)の廃止 | <p>1 対象 幼・小・中・高・特別支援の各学校・園の教員</p> <p>2 意図 教員を民間企業等や兵庫教育大学大学院に派遣し、資質の向上や力量の涵養を図ると共に幅広い視野と識見を養成する。</p> <p>3 手段 民間企業への派遣</p> <p>4 事業費(一般財源) 54千円(54千円)</p> | <p>1 改善内容 事業の廃止</p> <p>2 改善理由 中核市に移行する際に教員研修も抜本的に見直す必要があると考えられるため、当該研修のあり方についても見直しを図る。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 0 | 0 | 0 |
| 135 | 生涯スポーツ・レクリエーション事業運営内容の一部見直し | <p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 「健康であかるくさわやかなまちづくり」にふさわしい企画で、市民レクリエーションの普及・振興に努める。</p> <p>3 手段 年1回、市民レクリエーション大会を実施。</p> <p>4 事業費(一般財源) 620千円(620千円)</p> | <p>1 改善内容 市民レクリエーション大会について、運営内容の見直しを図る中で事業費の縮減を行う。</p> <p>2 改善理由 レクリエーションの普及を目的とした当該事業を効果的・効率的に実施するため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 1 | 1 | 0 |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|----------------------------|--|--|---------|---------|-----------|
| 32 | 公衆・公園等便所清掃業務の見直し(追加) | <p>1 対象 市内181か所の公衆・公園等便所</p> <p>2 意図 不特定多数の人が利用する駅前ターミナル、繁華街・商店街、幹線道路、公園などに設置している公衆・公園等便所を衛生的で快適に使用できるよう適正に維持管理を行う。</p> <p>3 手段 8台の車両で181か所の公衆・公園等便所を清掃(1日に2回以上清掃する便所が20か所あり、1日の延べ清掃回数は219回)</p> <p>4 その他 便所の内訳 駅前などの公衆便所11か所、公園便所169か所、田能資料館1か所</p> <p>5 事業費(一般財源) 9百万円(9百万円)</p> | <p>1 改善内容 清掃業務について、現行サービス水準を維持しつつ効率化を進める。また、公衆便所について、その利用実態を踏まえる中で廃止、撤去を行っていく。</p> <p>2 改善理由 清掃業務については、マニュアルの活用などにより1台あたりの清掃箇所を増やすことで効率化を実現する。公衆便所については、施設の老朽化などにより、今後、維持・補修等の管理経費の増大が見込まれることや、利用実態、今日的な視点を踏まえて、廃止を検討し、決定した。</p> <p>3 実施時期 平成21年度 あわせて公衆便所3か所(北竹谷、東御園、水明)を廃止</p> | 12 | 12 | 12 |
| 35 | 総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し(追加) | <p>1 対象 地域住民及び周辺住民</p> <p>2 意図 同和問題をはじめとする人権問題の解決</p> <p>3 手段 人権が尊重される開かれたコミュニティセンターとして、青少年から高齢者までを対象とした各種事業を展開している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 277百万円(277百万円)</p> | <p>1 改善内容 総合センターの施設、組織及び事務事業について、見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 総合センターについては、18年4月に各地区施設機能(老人福祉センター分館、青少年会館、公民館分館)を総合センターに統合したが、機能統合後、2年以上を経過したことなどから、検証を踏まえた上で見直しを行う。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次見直し(平成21年度、事務事業の見直し等)</p> | 62 | 31 | 31 |
| 54 | 車両整備業務の見直し(追加) | <p>1 対象 環境部(環境政策課、公害対策課を除く)所管の自動車等75台</p> <p>2 意図 道路運送車両法等に基づく、自動車の車検、点検及び修理(点検、修理は架装を含む)</p> <p>3 手段 自動車の車検、法定点検、架装年次点検、自主点検、修理及びそれらに伴う事務を職員4人で実施。 (車検、法定点検、架装年次点検は平成13年度から外注対応に改善済)</p> <p>4 事業費(一般財源) 29百万円(29百万円)</p> | <p>1 改善内容 直営で実施している週間点検等の廃止、車両及び架装修理業務の縮小と、新たに行う隔月点検を含めた点検、修理業務を外注に拡大する。</p> <p>2 改善理由 車両整備業務を改めて検証した結果、より効率的に業務を執行するため、点検及び修理の外注拡大を図る。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 14 | 4 | 4 |
| 58 | ちかまつ・文化関係業務の見直し(追加) | <p>1 対象 市民及び来場者</p> <p>2 意図 「近松のまち・あまがさき」を広くPRし、全国に個性的な都市イメージを発信するとともに、本市における文化振興の充実に図る。</p> <p>3 手段 様々な近松ナウ事業等を実施している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円)</p> | <p>1 改善内容 ちかまつ・生活文化・まち情報課が所管する、ちかまつ・文化関連の業務を財団法人尼崎市総合文化センターが実施する。総合文化センターを本市における文化振興の核と位置付け、当財団に文化振興に関する企画立案機能を新たに付加する。</p> <p>2 改善理由 総合文化センターの有する専門性、機動性、柔軟性を活かすなかで、文化振興の核として団体の育成を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p> | 7 | 2 | 2 |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|-------------------------------|--|--|---------|---------|-----------|
| 72 | 交通安全教育体制の見直し(追加) | 1 対象 幼児、園児、小学生、高齢者等 2 意図 交通安全に関する思想及び知識の普及・啓発を図る。 3 手段 心身の発達段階や年齢による身体機能に応じ、基本的な交通ルール・交通マナーや交通技能の習得のため、参加・体験・実践型の教育方法を取り入れた交通安全教室を実施。 4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円) | 1 改善内容 現在、職員の出張により実施している交通安全教室のうち、保育所及び幼稚園については、自前で交通安全教室が実施できるよう指導者を育成する方向に転換していくなど、交通安全教育に係る事業内容及び実施体制等について見直しを行う。 2 改善理由 自転車利用者や高齢者等に対して、より重点的に取組むとともに、業務の効率性・経済性を図るため。 3 実施時期 平成20年度 準備 平成21年度 実施 | 17 | 6 | 6 |
| 77 | 下水道施設維持管理体制の見直し(北部浄化センター)(追加) | 1 対象 北部浄化センター維持管理業務 2 意図 下水道施設の適正な管理 3 手段 24時間交代勤務による下水道施設の維持管理 4 事業費(一般財源) - | 1 改善内容 夜間勤務体制の見直しを行う。 2 改善理由 施設設備の改築更新により、監視業務の省力化が図れるため。 3 実施時期 平成20年度 検討 平成21年度 実施 | 6 | 3 | 3 |
| 87 | 電力自由化による電力契約の変更(追加) | 1 対象 クリーンセンター第2工場 2 意図 施設の維持管理及び熱エネルギーの有効利用 3 手段 施設の諸設備への電力供給 4 事業費(一般財源) 141百万円(141百万円) | 1 改善内容 電力小売の部分自由化により、需要者は電力会社を自由に選択できることになったため、単価契約の入札を行い、経費の縮減を図る。 2 改善理由 公正な競争性の確保、経済性、地球環境負荷への影響等の視点から見直しを行う。 3 実施時期 平成20年度 (平成20年度クリーンセンター-第2工場購入電力入札実施による追加) | 39 | 39 | 39 |
| 61 | 福祉医療に係る事務委託料等の見直し(2月追加) | 1 対象 尼崎市の医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会 2 意図 本市の福祉医療費助成制度等を円滑に推進する。 3 手段 【事務協力負担金】 医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会が行う福祉医療費助成制度等に関する事務経費の一部を事務協力負担金として各会へ交付する。 【事務委託料】 医師会・歯科医師会が取り扱った福祉医療の助成件数に応じて、各会へ事務委託料を支払う。 4 事業費(一般財源) 92百万円(92百万円) | 1 改善内容 【事務協力負担金】 平成18年10月から負担額を見直したが、福祉医療費助成制度等の実施に伴う医師会等の事務量を再精査し、平成21年度から負担額を見直す。 【事務委託料】 平成21年度から委託単価を毎年削減(21年度は、18年度単価の20%相当額、22年度は10%相当額)し、23年度に廃止する。 2 改善理由 事務協力負担金については実態調査を行い、その時点での事務の実態に応じた金額への見直しを行うとともに、事務委託料については、他都市の動向等も踏まえて段階的に廃止する。 3 実施時期 平成21年度 | 66 | 66 | 27 |
| 88 | 一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約方法の見直し(2月追加) | 1 対象 一般家庭ごみ 2 意図 一般家庭ごみの適正処理 3 手段 概ね山手幹線以北、国道2号以南の一般家庭ごみ収集運搬業務 随意契約により10社と委託契約 一部地域での試行的競争入札による委託契約 4 事業費(一般財源) 1,111百万円(1,111百万円) | 1 改善内容 一部地域で試行的に競争入札を実施した一般家庭ごみ収集運搬業務委託を検証した上で、全委託地域の契約方法を競争入札に見直す。 2 改善理由 当該業務委託について、19年度から一部地域で試行的に競争入札を実施し、実績を検証できたことから、21年度から全委託地域の契約方法を競争入札に見直す。 3 実施時期 平成21年度 | 196 | 196 | 196 |

(2) 地域社会で支える仕組みづくり

2-(1)地域コミュニティの振興

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 |
|-----|-----------------|---|---|
| 136 | 要援護高齢者見守り対策検討事業 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 要援護高齢者 2 意図 地域社会で要援護高齢者を支える。 3 手段 要援護高齢者の実態把握調査を行い、地域での見守り支援体制を構築していく。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 要援護高齢者の実態を把握し、その情報を整理するとともに、地域住民などの協力により、要援護高齢者の地域での見守り、支援体制を構築する。 2 改善理由 要援護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくシステムの構築。 3 実施時期 平成21年度～ |
| 137 | こんにちは赤ちゃん事業 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 概ね2か月までの乳児のいる全ての家庭 2 意図 地域社会で要支援者を支える。 3 手段 乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の状況や養育環境の把握及び子育て支援情報の提供を行い、乳児家庭の孤立化を防ぐ。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 訪問員が生後、概ね2か月以内の乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の状況や養育環境の把握及び子育て支援情報の提供を行う。訪問の結果、支援が必要な場合には、関係機関や地域とも連携して、早期に適切なサービスにつなげる。 2 改善理由 乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。 3 実施時期 平成21年度～ |

2-(3)多様な主体との連携・協働の推進

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 |
|-----|---------------------|---|--|
| 138 | 産業人材育成支援事業(次世代育成事業) | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市内の中小企業、市内の小学生 2 意図 市政への市民参加・参画の推進を図る。 3 手段 市内のものづくり企業による小学生への教育 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 市内企業の協力により、人材育成カリキュラムを策定し、小学生において、ものづくり体験学習等のキャリア教育を実施する。 2 改善理由 次世代の産業に携わる人材育成にかかる風土の醸成、並びに中小企業のCSR活動促進を図るため。 3 実施年度 平成21年度～ |
| 139 | 提案型協働事業制度 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民、市職員 2 意図 市政への市民参加・参画の推進を図る。 3 手段 市民、市職員双方からの課題提案 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 市民・行政が協働により取り組むことで、より効果的に解決が図られるものをテーマとして募集し、地域課題や社会的課題を解決する。 2 改善理由 様々な段階での市民参加・参画の機会充実を図るため。 3 実施時期 平成21年度～ |

(3) 行政経営システムの構築

3-(2)アウトソーシングの推進

単位: 百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|---------------------|--|---|---------|---------|-----------|
| 140 | 公園等維持管理業務のアウトソーシング | 1 対象 公園等維持管理業務 2 意図 公園並びに道路植樹帯の適正な管理 3 手段 直営による公園並びに道路植樹帯の維持管理 4 その他 平成16年度にアウトソーシングを実施し、現在は、緊急性のある業務を直営で実施している 5 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円) | 1 改善内容 公園等維持管理業務について、更なる委託化に向けて検討を行う。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成22年度 | - | - | - |
| 141 | 道路等維持管理業務のアウトソーシング | 1 対象 市内道路等維持管理業務 2 意図 市内道路等の適正な管理 3 手段 直営による市内道路等の維持管理 4 その他 平成16年度にアウトソーシングを実施し、現在は、緊急性のある業務や小規模補修等を直営で実施している 5 事業費(一般財源) 10百万円(10百万円) | 1 改善内容 市内道路等維持管理業務について、更なる委託化に向けて検討を行う。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成22年度 | - | - | - |
| 113 | 下水道管渠維持管理業務の見直し(追加) | 1 対象 下水道管渠維持管理業務 2 意図 下水道管渠の適正な管理 3 手段 直営による下水道管渠の維持管理 4 事業費(一般財源) - | 1 改善内容 下水道管渠維持管理業務の一部について、委託を行う。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成21年度 | 11 | 2 | 2 |

| | | | |
|----------------|-------|-------|-----|
| 新規・追加項目の合計 (A) | 1,256 | 1,186 | 797 |
|----------------|-------|-------|-----|

【平成21年度実施予定の内、改革改善の方向に変更等がある項目】

1-(2)人件費の抑制

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|----------|---|--|---------|---------|-----------|
| 26 | 住居手当の見直し | 1 対象 全職員 2 意図 住居所有区分に応じた手当を支給する。 3 手段 持家 6,000円/月 借家 27,000円以下/月 4 事業費(一般財源) 267百万円(267百万円) | 1 改善内容 国の制度を基本として見直す。具体的には、 持家区分のものについては支給しない。ただし、住宅取得後5年間に限り2,500円/月を支給する。(なお、市内居住者については、当分の間、現行どおりの取扱とする。) 借家区分については、現行どおり。 2 改善理由 国基準を上回る制度について、改善を実施していくため。 3 実施時期 平成21年度 | 60 | 60 | 60 |

1-(4)事務事業の見直し

単位: 百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-------------------------------------|----------------------------|---|---|---------|---------|-----------|
| 37 | 保育所の環境改善及び民間移管 | <p>1 対象 保育に欠ける就学前児童</p> <p>2 意図 児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、保護者が安心して子育てと仕事の両立を図れる環境づくりを推進する。</p> <p>3 手段 保育事業の円滑な実施推進、障害児保育、延長保育等の実施 保育材料の購入と給食の実施 公立保育所の維持管理 30所(プレハブ10所、鉄筋20所) H20.4.1現在 児童定員 2,430人 児童入所者数 2,083人 (H20.4.1現在) 0歳(39人) 1歳(273人) 2歳(369人) 3歳(458人) 4歳(453人) 5歳(491人) 保育時間 午前7時30分～午後6時30分(11時間保育)、午前7時からの早朝保育や午後7時までの延長保育有り(別料金)</p> <p>4 事業費(一般財源) 30所H20予算ベース 4,010百万円(3,669百万円)</p> | <p>1 改善内容 鉄筋コンクリート造り保育所を中心に保育環境の改善を図り、社会福祉法人への移管を進める。</p> <p>2 改善理由 民間活力を導入し、保育環境の改善、待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、効率的な保育所運営を行う。</p> <p>3 実施時期 平成21年度から順次6所を移管 〔プラン期間中の移管対象〕 今福、大島、長洲、立花南、立花、浜保育所</p> <p>なお、民間移管計画上の対象保育所を見直すのではなく、平成21年度から平成24年度までの移管を当初の8所から6所(予定)に変更するもの。</p> | 469 | 90 | 26 |
| 43 | 市立定時制高等学校の見直し | <p>1 対象 尼崎工業高等学校、城内高等学校の生徒</p> <p>2 意図 高等学校教育の推進</p> <p>3 手段 市事業負担(教員は県費負担)</p> <p>4 事業費(一般財源) 169百万円(149百万円)</p> | <p>1 改善内容 県立高等学校教育改革第二次実施計画による阪神地域の定時制高校の改革に合わせて、平成21年度に市立高等学校教育審議会を設置する。</p> <p>2 改善理由 本市を含めた阪神地域の県立定時制高校の改革が進められる中で、市立定時制高校のあり方(学校・学級数、学科構成等)を抜本的に再編する必要があるため。</p> <p>3 実施時期 市立定時制高等学校の再編等に向けた取組を推進するため、平成21年度に市立高等学校教育審議会を設置し、以降のスケジュールは、審議会の答申を受けて検討する。</p> | - | - | - |
| 73 | 通路橋使用料体系の見直し及び使用許可台帳のシステム化 | <p>1 対象 指定水路を使用する市民、事業者</p> <p>2 意図 水路の保全と適正な利用を図り、公共の福祉の増進に寄与する。</p> <p>3 手段 指定水路の利用者に使用許可を行い、権利、義務関係の明確化を図り、水路の適正管理を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 9百万円(9百万円)</p> | <p>1 改善内容 尼崎市水路管理条例の減免基準の変更(幅員2m以下免除から合計幅員4m以下免除に変更) 許可申請手数料の徴収の検討 使用料単価区分を一律170円/m²に変更(激変緩和あり) 使用許可台帳のシステム化</p> <p>2 改善理由 市民生活の現状と近隣都市の現状からみて、減免基準を中心とした使用料体系の見直しが必要であるため、減免基準と単価区分を変更する。また、使用許可台帳、収入、使用許可に係るシステムの導入により、事務処理の効率化を図ることで、市民サービスの向上につなげる。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 19 | 9 | 7 |
| H21年度実施予定の内、改革改善の方向に変更等のある項目の合計 (B) | | | | 548 | 159 | 93 |

【平成21年度実施予定改革改善項目（再掲）】

(1) 財政の健全化

1-(1) 財源の確保

単位: 百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|--|--|---|---------|---------|-----------|
| 17 | 市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅敷地に駐車している車両の所有者等から使用料を徴収) | 1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、保守管理業務等を行う。 4 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円) | 1 改善内容 平成15年度から取組方針に基づき、駐車場の整備を行うとともに駐車場使用料の徴収を順次行っているが、南武庫之荘地区における市営住宅において駐車場整備工事及び駐車場使用料の徴収が完全に実施できていない状況にあるため、引き続き取組を進める。 2 改善理由 受益と負担の原則や公平性・公正性の視点から使用料を徴収し、財源の確保を図るため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施 | 38 | 38 | 5 |
| 19 | 無料公園施設の有料化 | 1 対象 西向島公園野球場、猪名川公園野球場及びテニスコートの施設利用者 2 意図 公園施設を公平に利用できるような市が利用調整を行う。 3 手段 利用する日の1ヵ月前から電話で先着順に利用申込みを受け付ける(先着順)。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円) | 1 改善内容 現行の有料公園施設に近い機能を有している西向島公園野球場、猪名川公園野球場及びテニスコートについて、一体的な管理運営体制を確立し、有料公園施設として施設利用者から使用料を徴収する。 2 改善理由 公園施設の適正利用を図るとともに、公園施設利用者に対して適正な受益者負担を求めるため。 3 実施時期 平成21年度 | 1 | 1 | 1 |
| 20 | 市立幼稚園保育料の見直し | 1 対象 市立幼稚園在園児の保護者 2 意図 保育サービスに対する受益者負担として毎月一定額を徴収する。 3 手段 年間90,000円(月額7,500円) 4 20年度保育料 105百万円 | 1 改善内容 保育料を年間109,200円(月額9,100円)へ改定する。 2 改善理由 受益者負担の視点から、阪神間他都市の状況等を踏まえ、保育料を改定する。 3 実施時期 平成21年度 ただし、経過措置として5歳児は平成22年度から 4 その他 なお、保育料の改定に併せて、園児への教育向上策として、年次的に絵本等の図書を整備を行う。 | 22 | 22 | 10 |
| 21 | 減免制度の見直し | 1 対象 ア 私立幼稚園、相続税物納者、兵庫県信用保証協会、清算中の法人 イ 指定水路を使用する市民、事業者 ウ 生活保護世帯、母子家庭世帯、独居老人世帯、障害者のいる世帯、寝たきり老人のいる世帯、失業世帯、被災世帯 2 意図 ア 市税 イ 土地水面使用料 ウ 下水道使用料 3 手段 ア 固定資産税、都市計画税の減免 イ 幅員2m以下免除 ウ 基本使用料の半額(1期576円)を減免(失業世帯及び被災世帯は全額) 4 事業費(一般財源) ア 79,962百万円(市税) イ 57百万円(土地水面使用料) ウ 6,650百万円(下水道使用料) | 1 改善内容・改善理由 ア 法人設置でない私立幼稚園を対象とする減免は、当初の政策目的を果たしたとの観点から、また、相続税物納者を対象とする減免は、公共性、公益性を担保するものではないといった観点から廃止。兵庫県信用保証協会を対象とした減免は、公共性、公益性と本市の財政状況を比較衡量した結果廃止する。ただし、平成21年度から3年間は5割の減免とする経過措置を設ける。(以上 固定資産税、都市計画税) 清算中の法人を対象とした法人市民税均等割額の減免は、減免の必要性や阪神間他都市の状況、本市の財政状況を勘案した結果、廃止する。 イ 阪神間他都市等の状況により、合計幅員4m以下を免除。 ウ 下水道普及率がほぼ100%となった現在、下水道利用促進策としての制度の役割を果たしたため、今日的な視点から減免の廃止。 2 実施時期 平成21年度 | 77 | 77 | 76 |

1-(1)財源の確保

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|-----------------|--|--|---------|---------|-----------|
| 22 | 企業立地促進法の取組 | 1 対象 企業 2 意図 企業立地の促進を図る。 3 手段 地域産業活性化協議会での協議を経て、基本計画の策定を行い、国の同意を得て、支援策を活用する。 4 事業費(一般財源) 559千円(559千円) | 1 改善内容 企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、支援策を活用する。 2 改善理由 市内への企業立地をより一層促進するため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施 | - | - | - |
| 23 | 実態に見合った地方交付税の確保 | 1 対象 地方交付税 2 意図(国の制度内容) 地方公共団体間の税源の不均衡を調整し(財源調整機能)、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する(財源保障機能)。 3 手段(国の制度内容) 地方交付税総額の94%を普通交付税、6%を特別交付税として、それぞれ各団体ごとに一定の方法で算定した額を交付する。 4 事業費(一般財源) 平成20年度当初予算:地方への交付総額15.4兆円、尼崎市地方交付税81.4億円 | 1 改善内容 実態に見合った地方交付税の算定について、国・県に対し要望等を行う。 2 改善理由 地方交付税で財源措置される様々な経費の中でも、特に法令等による義務付けがあり、実施内容について市の裁量が働かないような経費などについては、実態に見合った適切な算定がなされるべきであるが、例年、大幅な乖離(不足)が生じており、財政運営上の大きな支障となっている。 3 実施時期 平成20年度から各年度の算定状況に応じて、随時実施 | - | - | - |

1-(2)人件費の抑制

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|---------|--|---|---------|---------|-----------|
| 24 | 職員定数の削減 | <p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 職員定数の削減を行うことにより人件費を抑制するとともに、組織の維持・向上を図る。</p> <p>3 手段 ・定数削減目標を設定し、事務事業の見直し、業務の民間委託化、執行体制の効率化を図る。 ・職員採用の計画的取組を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p> | <p>1 改善内容 職員定数について、今後の行政需要(業務の廃止や見直し、新規事業への対応)、採用数(人材の確保)や年齢・職種構成等を見据えた安定した組織維持の視点、事業分野別の類似都市との比較、今後の人件費比率の推移への対応等を退職動向と併せて勘案する中で、平成20~24年度の5ヵ年で500人を目標に削減に取り組んでいく。</p> <p>2 改善理由 職員の大量退職に伴い、少数精鋭を基本とした組織の維持・向上を図るため</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次実施</p> | 4,475 | 918 | 143 |

1-(3)負債の抑制

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|------------------|--|--|---------|---------|-----------|
| 30 | 土地開発公社経営健全化計画の取組 | <p>1 対象 土地開発公社</p> <p>2 意図 公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、必要な事業用地の先行取得を行う。</p> <p>3 手段 事業計画を助案しながら、公社を活用し先行取得を行う。</p> <p>4 その他 公社保有額(借入金ベース) 平成12年度末 637億9百万円 平成17年度末 257億68百万円</p> <p>5 事業費(一般財源) -</p> | <p>1 改善内容 総務省から公社経営健全化団体の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいく。 また、その中で、公社の借入金利を抑制するため、内部資金の調達を拡充する。</p> <p>2 改善理由 土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立する。</p> <p>3 実施時期 公社経営健全化計画 第1次:平成13年度～17年度 第2次:平成18年度～22年度</p> | - | - | - |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|--------------------------|--|--|---------|---------|-----------|
| 36 | まつば園の民間移管 | 1 対象 18歳以上の知的障害者 2 意図 重度の知的障害者を日々、保護者のもとから通所させて日常生活等の指導訓練を行う。 3 手段 重度知的障害者が日常生活を送る上で必要となる生活指導及び作業訓練等を行う。 4 その他 通所者 定員45人(H20.4.1現在41人) 規模等 ・敷地面積 661.15㎡ ・建物延床面積 669.77㎡(鉄筋コンクリート2階建) ・オープン 昭和58年5月1日 5 事業費(一般財源) 138百万円(94百万円) | 1 改善内容 老朽化しているまつば園の施設を整備する。(60人定員) まつば園を社会福祉法人に移管する。 2 改善理由 施設を整備し処遇環境の向上を図るとともに、社会福祉法人に移管することにより、効率的な運営を図る。 3 実施時期 平成20年度 施設整備(法人が整備) 平成21年度 開設(移管) | 71 | 2 | 2 |
| 39 | 尼崎市立勤労者レクリエーションセンターの民間移管 | 1 対象 勤労市民 2 意図 勤労者福祉の増進と余暇の活用を図るための施設として設置した。 3 手段 勤労市民に自然と親しむレクリエーション活動の場等を提供する。 4 事業費(一般財源) 132百万円(77百万円) | 1 改善内容 尼崎市立勤労者レクリエーションセンターを公の施設としては廃止し、公募により民間企業等に移管する。 2 改善理由 尼崎市立勤労者レクリエーションセンターは、勤労者の福祉と余暇の活用を図るための施設として昭和45年に建設されたが、民間における類似施設の充実や交通手段の発達による利用圏域の拡大、余暇活動の多様化などにより、行政がこうしたレクリエーション施設を維持管理する意義が薄れたため。 3 実施時期 平成21年度 | 77 | 71 | 71 |
| 40 | 魚釣り公園施設の見直し | 1 対象 魚釣施設利用者 2 意図 市民に安全で快適な魚釣り場、憩いの場を提供し、余暇の活用に寄与する。 3 手段 魚釣り公園内の魚釣施設(栈橋方式)において、使用料を徴収し、魚釣りの場を提供する。 4 その他 平成19年度利用者数 29,958人 平成19年度収入 31,976千円 5 事業費(一般財源) 51百万円(18百万円) | 1 改善内容 21年度以降は、利用者の少ない冬期は、施設を閉園する。 22年度以降は、指定管理者制度の導入等による収支均衡の実現を前提に、必要最小限の補修を行い、当面の期間(概ね10年程度)継続運営した後に、施設を廃止する。 ただし、収支均衡を図る方策が確保できない場合は、施設を廃止する。 2 改善理由 利用者の減少等による大幅な収支乖離に加え、閉園後25年以上を経過し、施設が老朽化する中で、今後益々施設の塗装などの大規模改修経費が増大するため。 3 実施時期 ・平成21年度～ 冬期の閉園、指定管理者制度等の検討 ・平成22年度～ 指定管理者制度等の導入 | 18 | 18 | 8 |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|----------------|---|---|---------|---------|-----------|
| 41 | 市民プールの整理統合 | 1 対象 市民プール利用者 2 意図 市民に遊泳の場を提供し、余暇の活用や健康増進に寄与する。 3 手段 7箇所の市民プールで、夏期間(7月15日～8月31日)に施設利用を提供する。 4 その他 平成20年度利用者数 54,562人 平成20年度収入 9,485千円 5 事業費(一般財源) 99百万円(90百万円) | 1 改善内容 市民プールは芦原プールに集約し、北雁替プール以外の各地区プールは廃止する。 北雁替プールは改築後11年しか経過しておらず、収支率も他のプールと比べて高いため当分の間継続運営する。 廃止するプールの跡地は公園として整備していく。 2 改善理由 レジャーの多様化や民間事業者等によるプール整備が進展する中で、利用者が減少している。また、大幅な収支乖離に加え、施設の老朽化に伴い、安全確保に多額の建替・大規模改修経費が必要なため。 3 実施時期 ・平成20年度～ 平成20年度から6小学校プールを開放する。 | 33 | 33 | 33 |
| 45 | 小学校給食調理業務の見直し | 1 対象 小学校の児童、特別支援学校の児童・生徒 2 意図 心身の健全な発達及び食生活の改善 3 手段 自校単独調理場方式・直営方式 4 事業費(一般財源) 971百万円(960百万円) | 1 改善内容 給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次計画的に民間事業者へ委託する。 2 改善理由 給食内容等の充実を図り食育を推進するとともに、業務の経済性・効率性を図る。 3 実施時期 平成19年度～給食室の整備 平成20年度～給食調理業務の委託 4 その他 ・衛生管理の徹底を図るため、ドライ化に必要な施設整備を行う。 ・給食内容の充実に必要な備品購入を行う。 ・整備時期は、夏休み期間中に行う。 | 150 | 209 | 39 |
| 48 | 浄書等業務の契約方法の見直し | 1 対象 職員 2 意図 庁内の浄書印刷業務等を集中化することにより事務の効率化を図る。 3 手段 業者委託の方法により、受付から印刷、製本等の仕上げまでの一貫処理を実施している。 4 事業費(一般財源) 44百万円(42百万円) | 1 改善内容 平成18年度から随意契約の方法により民間業者に全面委託をしている印刷等業務の契約方法を見直し、競争原理が働く入札等の方法を導入することにより経費の削減を図る。 2 改善理由 競争原理が働く入札等の方法を導入することにより経費の削減が図られる。 3 実施時期 平成21年度 | 4 | 4 | 4 |
| 50 | 職員貸与被服の見直し | 1 対象 被服貸与対象職員 2 意図 被服着用により、業務遂行の安全性、衛生面の確保を図るとともに、公務能率の向上と健全な行政運営の確保を図る。 3 手段 平成14年度から導入している点数制により、各職員に3年に1回の貸与を行っている。 4 その他 貸与している被服の破損等による交換依頼に対しては、別途特別貸与を行っている。 5 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円) | 1 改善内容 従来の尼崎独自の仕様を改め、価格面等で優れた既製品化を図る。さらに、技術服及び作業服の生地については、環境面にも配慮されたエコ素材を使用する。 2 改善理由 尼崎市独自の仕様を見直すことにより、従来よりも機能的なデザインや安価な生地を使用でき、経費削減が可能のため。 3 実施時期 平成21年度 | 2 | 2 | 2 |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|--------------------------|---|--|---------|---------|-----------|
| 70 | 尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の公益法人化 | <p>1 対象 市内300人以下の中小企業で働く従業員(市内で事業を営む企業主を含む。)</p> <p>2 意図 従業員の福祉増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。</p> <p>3 手段 共済掛金と市補助金により、給付、福利、貸付の3事業を運営。</p> <p>4 事業費(一般財源) 157百万円(40百万円)</p> | <p>1 改善内容 公益法人が中小企業勤労者福祉共済事業を実施する。</p> <p>2 改善理由 公益法人による自主運営を行っていくため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 35 | 25 | 13 |
| 71 | まちかどチャームング賞の実施方法の見直し | <p>1 対象 市民・事業者</p> <p>2 意図 市域内において、都市美の形成に著しく寄与していると認められる建築物などを表彰することにより、都市美に対する市民の意識の高揚及び都市全体と地域それぞれの魅力の向上を図る。</p> <p>3 手段 広く市民の推薦又は所有者及び設計者などから応募のあったものの中から都市美審議会で選考を行い、市長が表彰する。</p> <p>4 事業費(一般財源) - (前は18年度に実施)</p> | <p>1 改善内容 実施周期を3年から5年に改める。</p> <p>2 改善理由 本事業が目的とする効果を一定保つように顕彰活動を維持しながら、経費削減を図るため。 また、開催を5年周期に改めることにより、今後の開催が市制100周年等の周期に合致することとなり、PR効果等の向上が期待できるため。(前は平成18年度に、市制90周年記念事業として実施)</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 0 | 0 | 0 |
| 76 | 下水道使用料減免制度の見直しに伴う事務経費の削減 | <p>1 対象 下水道使用料減免業務</p> <p>2 意図 下水道の利用促進を図るため、対象者の負担軽減を図る。</p> <p>3 手段 下水道使用料減免対象者の決定</p> <p>4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円)</p> | <p>1 改善内容 下水道使用料減免制度の見直しに伴い、業務執行体制の見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 下水道使用料減免制度の見直しに伴い、申請受付等の業務量が減となるため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 6 | 3 | 3 |
| 90 | 猪名野やすらぎ荘の廃止 | <p>1 対象 市内に1年以上居住している60歳以上の低所得階層の高齢者</p> <p>2 意図 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場を確保する。</p> <p>3 手段 上記対象者に対して、低額で居室を提供する。</p> <p>4 その他 入所者(H20.4.1現在) 単身者 0人 夫婦(1組)2人 計2人 管理運営 平成18年4月から指定管理者による管理開始(社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団)</p> <p>5 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)</p> | <p>1 改善内容 施設を廃止する。</p> <p>2 改善理由 入所者が減少している中で、効率性の観点から、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、施設を廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成19年度・20年度 入居者退所対応 平成20年度末 施設廃止</p> | 2 | 2 | 2 |

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|----|---------------------------------|---|---|---------|---------|-----------|
| 91 | 長安寮の移管 | <p>1 対象 おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により家庭での生活が困難な高齢者</p> <p>2 意図 おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により家庭での生活が困難な高齢者を入所させ、安定した生活の場を提供する。</p> <p>3 手段 老人福祉法に基づき入所措置された上記高齢者を入所させ養護する。</p> <p>4 その他 入所者 定員100人(平成20年4月1日現在 67人) 規模等 ・敷地面積 3,207.2㎡ ・建物延床面積 2,960.0㎡ ・移転年月日 昭和58年6月7日 管理運営 平成18年4月から指定管理者による管理開始 (社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団)</p> <p>5 事業費(一般財源) 159百万円(135百万円)</p> | <p>1 改善内容 老朽化している施設を整備する。 施設を社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団に移管する。</p> <p>2 改善理由 老朽化している長安寮の施設を整備し、入所者に対する居住環境の向上を図るとともに、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、社会福祉法人に移管することにより効率的な運営を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 社会福祉事業団との調整、施設整備 平成21年度 社会福祉事業団に移管</p> | 8 | 8 | 0 |
| 92 | 母子生活支援施設の移管 | <p>1 対象 児童福祉法第38条の規定に基づく配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童</p> <p>2 意図 保護された母子世帯を自立させて、社会生活に柔軟に対応できるよう環境づくりを図る。</p> <p>3 手段 入所した母子の生活面での安定を保障し、児童の健全な育成のための助言・指導を行い、社会的な自立を支援する。</p> <p>4 その他 入所者(H20.4.1現在) 定員20世帯 入所者12世帯28人 管理運営 平成18年4月から指定管理者による管理開始 (社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団)</p> <p>5 事業費(一般財源) 39百万円(22百万円)</p> | <p>1 改善内容 母子世帯の快適な居住環境の確保及び補完保育室など多様なサービスを実施するため施設整備を行う。 施設を社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団へ移管する。</p> <p>2 改善理由 施設が老朽化しているため、改修を行うとともに、母子世帯のプライバシーの確保、心のケアや自立支援等を行っていくための施設整備を実施する。併せて、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、尼崎市社会福祉事業団がより自主的な運営を実施できるよう施設の移管を行う。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 社会福祉事業団との調整、施設整備 平成21年度 社会福祉事業団に移管</p> | 17 | 17 | 0 |
| 96 | 尼崎リサーチ・インキュベーションセンター用地賃貸借契約の見直し | <p>1 対象 株式会社エーリック</p> <p>2 意図 株式会社エーリックの管理運営経費(固定経費)の軽減を図り、安定的な経営に資する。</p> <p>3 手段 本市が株式会社エーリックの用地借地料の負担を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 21百万円(21百万円)</p> | <p>1 改善内容 株式会社エーリックの経営改善計画(平成18年度～平成20年度)が終了したのち、本市が負担している用地借地料を同社の負担とする。</p> <p>2 改善理由 株式会社エーリックが経営改善計画に基づき経営努力を続けている状況であり、より自立した経営を図っていくため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 21 | 21 | 21 |
| 97 | 外郭団体経営改善及び統廃合の取組促進 | <p>1 対象 外郭団体等</p> <p>2 意図 それぞれ団体の設立目的に沿って公益的事業等を展開し、行政が担うべき分野の代替・補完機能を果たす。</p> <p>3 手段 外郭団体が実施する公益事業等に対して補助金・委託料を交付している。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p> | <p>1 改善内容 「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、統廃合及び経営改善の取組を進める。</p> <p>2 改善理由 外郭団体を取り巻く環境は厳しさを増しており、自立経営を促進する必要があるため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度～</p> | 212 | 196 | 132 |

(2) 地域社会で支える仕組みづくり

2-(1)地域コミュニティの振興

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 |
|----|-------------------|---|--|
| 98 | 地域における協働運営の仕組みづくり | <p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 協働を推進する体制の整備を図る。</p> <p>3 手段 各地区におけるネットワークづくりのための取組の実施</p> | <p>1 改善内容 コミュニティルームを中心とした交流会やラウンドテーブルなど、各地区ごとの実情に応じた、多様な主体によるネットワークづくりのための取組を実施する。 併せて、市民意識の醸成を図るための講演会と、地域課題解決の先進的な取組事例を紹介し、交流し合うワークショップを開催する。</p> <p>2 改善理由 地域課題解決のための様々な主体の連携づくりを進めるため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度～</p> |
| 99 | 身近な地域での出会いの場づくり | <p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 協働を推進する体制の整備を図る。</p> <p>3 手段 身近な地域での出会いと交流の場の開催支援</p> | <p>1 改善内容 社協支部や県民局と連携・協力しながら、身近な地域での出会いと交流の場を提供し、地域活動支援コーディネーターの派遣等により支援する。</p> <p>2 改善理由 地域課題解決のための様々な主体の連携づくりを進めるため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度～</p> |

2-(2)地域活動団体の育成支援

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 |
|-----|---------------|--|--|
| 100 | 協働に関する市民意識の啓発 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民 2 意図 協働を進めるための意識づくりを図る。 3 手段 市民意識を啓発するための講座の開催 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 団塊の世代やこれから地域活動に取り組みたいという市民を対象に、地域活動に必要な知識・技術を学び、地域社会に貢献するまちづくりの担い手として活躍してもらうための講座を開催する。 2 改善理由 市民参加・参画の意識づくりを進めるため。 3 実施時期 平成20年度～ |
| 101 | 職員研修の充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市職員 2 意図 協働を進めるための意識づくりを図る。 3 手段 市民との合同研修の実施 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 市民と職員が、あらかじめ設定した課題について、共に考え、解決策を立案する研修を実施する。 2 改善理由 職員の意識づくりを進めるため。 3 実施時期 平成20年度～ |
| 102 | 協働推進担当職員の配置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市職員 2 意図 協働を進めるための意識づくりを図る。 3 手段 協働推進担当職員の配置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 職員の意識改革を図り、協働の視点からそれぞれの業務内容を見直すとともに、市民からの提案に対応するなど、協働の取組を推進するため、関係課に協働推進担当職員を配置する。 2 改善理由 職員の意識づくりを進めるため。 3 実施時期 平成20年度～ |
| 103 | 公募制補助金制度の充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民活動団体 2 意図 市民の自主的な活動への支援を図る。 3 手段 あまがさきチャレンジまちづくり事業の拡充 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 団体の立ち上げなど初動期の市民活動に対する支援と、対象地域を拡大するなど、広範な地域での市民活動に対する支援を平成20年度より、現行のあまがさきチャレンジまちづくり事業を拡充して実施する。 2 改善理由 市民活動の展開のための側面的支援を充実するため。 3 実施時期 平成20年度～ |

2-(3)多様な主体との連携・協働の推進

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 |
|-----|-----------------|---|---|
| 104 | Eメールによるアンケートの充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民 2 意図 市政への市民参加・参画の推進を図る。 3 手段 Eメールによるアンケートや市からの情報の配信 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 モニター登録した市民に対し、パソコンや携帯電話を利用し、Eメールによりアンケートや市からの情報を配信する。 2 改善理由 様々な段階での市民参加・参画の機会の充実を図るため。 3 実施時期 平成20年度～ |
| 105 | 市政サポーター制度の実施 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民 2 意図 市政への市民参加・参画の推進を図る。 3 手段 公募による市政サポーター制度の実施 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 公募により市民に登録してもらい、市民の協力を得て市の事業を推進する市政サポーター制度を実施する。 2 改善理由 様々な段階での市民参加・参画の機会の充実を図るため。 3 実施時期 平成20年度～ |
| 106 | 市民による協働の取組の検証 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民 2 意図 市政への市民参加・参画の推進を図る。 3 手段 協働の取組を市民が検証する場の設置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 市が実施する協働事業について、市民が評価・検証した結果をもとに改善を行うなど、市民の意見を踏まえた上でより効果的・効率的な事業を実施するため、協働の取組を市民が検証する場を設置する。 2 改善理由 様々な段階での市民参加・参画の機会の充実を図るため。 3 実施時期 平成20年度～ |

2-(4)情報公開と情報の共有

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 |
|-----|-----------------|---|--|
| 107 | まちづくりに関する情報の共有化 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民 2 意図 まちづくりに関する情報の共有化を図る。 3 手段 市報、ホームページ等の活用、発表会の開催等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 市報、ホームページ等の充実 市民活動発表会の開催 公共施設等を活用した情報の発信 市民活動情報の集約 2 改善理由 行政情報の積極的な公開・提供と市民活動に関する情報の収集・発信を進めるため。 3 実施時期 平成20年度～ |

(3) 行政経営システムの構築

3-(1)予算編成システムの改革

単位:百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|-------------|--|---|---------|---------|-----------|
| 108 | 予算編成システムの改革 | <p>1 対象 市職員、市民</p> <p>2 意図 決算や行政評価等と連動した予算編成システムに改善することにより、少子高齢、低成長等の時代に応じた行財政運営を行い得る財政基盤の構築を図る。</p> <p>3 手段 枠配分予算編成手法の改善 行政評価の予算編成段階、決算審査での活用 公会計改革に基づく財務諸表の整備</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p> | <p>1 改善内容 決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築を目指し、次の取組を進める。 職員全体に徹底したコスト意識を醸成し、限られた財源を効率的・効果的に振り向けることができるよう、各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みを検討する。 行政評価を予算編成、決算審査に活用することなどにより、事業の再構築が一層促進される予算編成システムの構築を目指す。 貸借対照表、行政コスト計算書に加え、資金収支計算書及び純資産変動計算書を併せた4つの財務諸表を普通地方公共団体単体ベース及び公社・三セク等を含めた連結ベースで作成し、公表する。</p> <p>2 改善理由 低成長の中、少子高齢等の社会経済環境の変化に対応し得る行政経営システムの構築を図るため。</p> <p>3 実施時期 ・平成20年度から検討・実施。 平成21年度に20年度決算にかかる財務諸表の公表を目的に整備。</p> | - | - | - |

3-(2)アウトソーシングの推進

単位: 百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|-------------|--|---|---------|---------|-----------|
| 111 | 庶務事務センターの設置 | 1 対象 全職員 2 意図 人事給与関連の諸手続き及び管理 3 手段 職員の諸手続き(出勤簿・超勤申請・休暇申請・通勤届等)について、紙帳票にて処理し、複数課で運用・管理している。 4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円) | 1 改善内容 紙処理している人事給与関連の各種届出申請について、職員自身が直接申請できるシステム(=庶務事務システム)を構築するとともに、現行の事務処理方法や権限等の見直しを行う。また、給与業務の集約や委託等を活用した業務体制の見直し(=庶務事務センターの設置)を行う。 2 改善理由 業務の効率化と集約化を図るとともに、組織のスリム化を実現するため。 3 実施時期 平成21年度 | 33 | 9 | 12 |

3-(3)指定管理者制度の推進

単位: 百万円

| | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 |
|-----|-------------------------------|--|--|---------|---------|-----------|
| 116 | 外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大(追加) | <p>1 対象 外郭団体が指定管理者となっている公の施設</p> <p>2 意図・手段 公の施設の設置の経緯やその目的、利用実態あるいは団体設立の経緯や活動実績等から、従前の管理委託制度により委託してきた外郭団体をそのまま非公募により、指定管理者とし当該施設を管理している。</p> <p>3 事業費(一般財源) -</p> | <p>1 改善内容 外郭団体が指定管理者となっている公の施設については、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)に基づき、公募の方針が出ているものについては、公募の拡大を図る。 (対象施設) ・身体障害者デイサービスセンター ・老人福祉センター ・すこやかプラザ ・有料公園施設(橘・小田南公園内) ・軟式野球場・多目的運動広場(魚つり公園内) ・労働福祉会館、労働センター</p> <p>2 改善理由 施設維持管理的要素が高く、市場性のある公の施設については公募していく必要があるため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p> | 20 | 20 | 20 |

3-(4)組織の見直し

単位:百万円

| 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うち、H21効果額 | |
|-----|---------------------|--|---|---------|-----------|----|
| 117 | 組織体制の簡素・効率化の推進 | <p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 簡素・効率的かつ機能的な組織体制の見直しを図る。</p> <p>3 手段 ・現行の組織階層の簡素化 ・全ての役職階層についての権限・職責の見直し及び権限委譲の推進</p> | <p>1 改善内容 現行の局・部・課の3階層から2階層への見直しや機構の廃止・統合等、組織構造を改革するとともに、下位への権限委譲を行うことで、全ての役職階層についての権限や職責の見直しを行う。 組織構造の改革、組織の統合、担当役職者の見直し等、簡素・効率化の取組により、課長級以上の管理監督層を今後5年間の課長級以上の退職者の約半数を削減する。 また、係長及び課長補佐の職員についても、当該階層の大量退職及び後を担う若手職員の減少に伴い、その役割と責任をより高度化かつ明確に特化する中で同様に削減する。 これに伴う組織の簡素化や事務の効率化・IT化の流れに伴い、局総務課機能の見直しも併せて行う。</p> <p>2 改善理由 自治体行政を取り巻く状況の急激な変化の中で、これまで以上に組織課題や時代に対応した迅速かつ的確な意思決定が可能な組織体制が求められるようになっているため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次実施する</p> | 88 | 88 | 18 |
| 118 | 組織課題や時代に対応した組織体制の整備 | <p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 組織課題や時代に対応した組織体制を整備する。</p> <p>3 手段 ・人材育成計画に基づく取組 ・新たな課題や組織横断的課題に対して柔軟に対応していける体制づくり</p> | <p>1 改善内容 新たな人材育成計画を策定し、今後の少数精鋭型組織が求める人材像や価値観、評価の基準を明確に示し、職員の意欲を喚起する中で、次代を担う人材を計画的に採用・育成していく。 職員の能力と業務効率の持続的向上を図るため、勤務実績評価や職務行動評価の手法を取り入れ、組織の目標に職員の能力を的確に結集する仕組みや、適正な能力評価の仕組みを構築し、困難な課題に対し、計画的かつ果敢に取り組む職員の努力の成果について正当に評価し、給与等の処遇面に反映させていく。 新たな課題や組織を横断する課題に対し迅速かつ的確に対応できるよう、組織の改編に加え、プロジェクトチームの活用や組織事務分担の見直しについても年度途中も含め、より臨機応変な仕組みを構築する。</p> <p>2 改善理由 個人が意欲とやりがいを持ちつづけ、職員の能力や努力の成果を正当に評価し、また、新たな課題や組織を横断する課題に柔軟に対応していけるための組織体制の整備が必要なため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次実施する</p> | - | - | - |

| | | | |
|----------------|-------|-------|-----|
| 新規・追加項目の合計 (A) | 1,256 | 1,186 | 797 |
|----------------|-------|-------|-----|

| | | | |
|-------------------------------------|-----|-----|----|
| H21年度実施予定の内、改革改善の方向に変更等のある項目の合計 (B) | 548 | 159 | 93 |
|-------------------------------------|-----|-----|----|

| | | | |
|------------------------|-------|-------|-----|
| H21年度実施予定項目(再掲)の合計 (C) | 5,412 | 1,351 | 517 |
|------------------------|-------|-------|-----|

「給料の見直し」など、効果額がH20年度から継続して発生するものは含まない

(参考)

| | | | |
|--|-------|-------|-----|
| H21年度実施予定のうち、効果額がH20年度から継続して発生する項目等の合計 (D) | 2,716 | 1,996 | 322 |
|--|-------|-------|-----|

| | | | |
|--------------------------|-------|-------|-------|
| 合計 (A) + (B) + (C) + (D) | 9,932 | 4,691 | 1,729 |
|--------------------------|-------|-------|-------|

